

林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について

平成21年11月

厚生労働省

1 基本方針の概要

「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律第3条の規定に基づき、農林水産大臣及び厚生労働大臣が、

- ① 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
 - ② 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
 - ③ 事業主が一体的に行う「雇用管理の改善」（厚生労働省）及び「事業の合理化を促進するための措置」（林野庁）並びに「新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置」（両省庁）に関する事項
 - ④ その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項
- について定めるものであり、平成8年7月に策定されて以降、変更は行われていない。

2 基本方針変更の概要

(1) 変更の趣旨

基本方針は、情勢の推移により必要が生じたときは、変更するものとするとしており、

- ① 森林資源による低炭素社会の構築と林業の再生
 - ② 人工林資源の成熟化に伴う林業労働の質的变化
(植付け、下刈り等の労働集約的な労働が減少する一方、利用間伐や主伐等の増加が見込まれ、知識集約的な能力が必要)
 - ③ 雇用の受け皿としての期待
- など、昨今の森林・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、所要の変更（林業労働者のキャリア形成支援の追加）を行うもの。

(2) 変更に必要な手続き

- | | |
|-----|---------------------------|
| 10月 | 林政審議会（10月30日説明。今後諮問・答申予定） |
| | 労働政策審議会職業安定分科会 |
| | （基本方針の諮問・答申） |
| | 基本方針の公表 |
| 3月末 | 都道府県基本計画の変更手続き |

林業労働力の確保の促進に関する法律の概要 1

- 林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じ、もって林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与することを目的とし、平成8年に「林業労働力の確保の促進に関する法律」（林野庁・厚生労働省共管）を制定。

事業主が一体的に実施

雇用管理の改善

「雇用管理」とは、事業主が行う労働者の募集に始まり、採用から配置、昇進、教育訓練、能力開発、労働時間等労働条件、福利厚生など在职中から退職に至るまでの労働者の雇用に関する管理を総称するもの。

「雇用管理の改善」とは、労働環境の改善、募集方法の改善等以上のような雇用管理について、改善、向上を図ることをいう。

- 採用管理
- 適正配置管理
- 教育訓練・能力開発管理
- 労働条件管理
- 人間関係管理
- 福利厚生管理
- 労使関係管理
- 退職管理

事業の合理化

「事業の合理化」とは、事業主の行う森林施業について、その労働生産性を増進させることをいう。具体的には、森林施業の機械化、機械化に対応した能力を有する林業従事者の養成・確保、事業量の確保等のこと。

- 機械の導入（取得、リース等）
- 機械化作業体系の導入
- 作業設備の改善
- 機械化等に対応した研修の実施
- 相談、啓発活動
- 事業情報の整備
- 施業規模の拡大

就業の円滑化

「就業の円滑化」とは、新たに林業へ就業しようとする者に対し、就業の障害となっている事由を除去又は軽減し、その就業を支援すること。

- 現場作業に必要な技能の習得の支援
- 林業に関する知識の習得の支援
- 雇用情報の提供
- 生活等に関する情報の提供
- 現場作業に適合するための指導・助言
- 地域社会に定着するための指導・助言

措置を講じ

林業労働力の確保

寄与

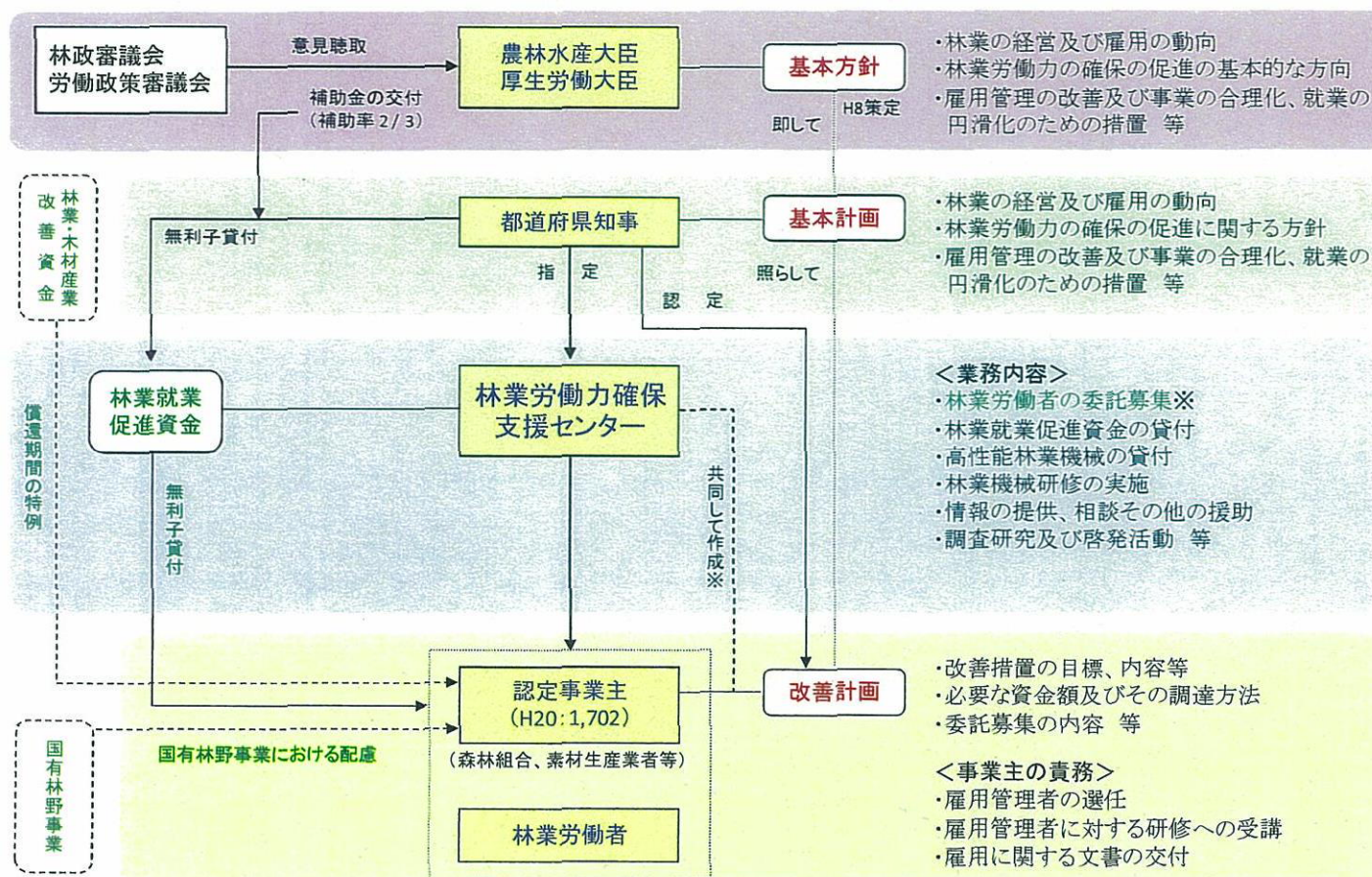
林業の健全な発展

林業労働者の雇用の安定

林業労働力の確保の促進に関する法律の概要 2

- 林業労働力の確保・育成については、同法に基づき「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を策定するとともに、これまで各種の施策を実施してきたところである。
- 特に、林業労働力確保支援センターを中核とした、求人情報の提供や就業相談、林業就業促進資金の貸付け、林業機械の研修等、同法に定める業務の実施を支援してきたほか、「緑の雇用」による新規就業者の確保・育成も推進してきたところである。

図「林業労働力の確保の促進に関する法律」のスキーム



○林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者等に対して、林業労働力確保支援センターが、就業に必要な知識や技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を無利子で150万円を限度に貸し付ける制度（償還期間20年以内（うち据置期間4年以内））。

○林業・木材産業改善資金の特例

認定事業主が、林業労働者を確保するために休憩室やシャワー施設などの保健施設を設置するために必要な資金を借り入れる場合の償還期間を通常の10年以内から15年以内とするもの。

○林業労働者の委託募集の特例

複数の事業主と林業労働力確保支援センターが共同で改善計画を作成し、認定を受けることを条件に、支援センターは、認定事業主の委託を受けて、厚生労働大臣に届け出て、労働者の募集を行うことができるもの。

○国有林野事業における配慮

国有林野事業の入札参加資格審査において、認定事業主に対し、契約の予定金額に応じ、当該認定事業主が有する等級区分の格付の直近上位及び直近下位の等級への入札参加を認めるもの。